

大内地区自主防災活動支援事業補助金交付要綱

第1条 補助の目的

大内地区で自主防災活動に取り組みおられる自治（町内）会に対して、補助金を交付することにより、地区の自主防災活動の取組を支援し、地域住民の交流を図ることを目的とする。

第2条 補助の対象

大内地区内の自治（町内）会や自主防災会で取り組む地域内の防災活動を補助対象とする。

第3条 補助内容

(1) 補助金の額

補助対象経費の10割、上限10,000円。

※ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(2) 補助対象経費

当該事業に必要な経費が対象となるが、以下のような経費は対象とならない。

- 自治会や団体の運営に要する経費（事務所等の家賃や維持管理費など）
- 自治会や団体のメンバーの人件費や謝礼など

第4条 申請方法

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を作成、準備すること。

- ① 自主防災活動補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ その他大内まちづくり協議会が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出期間

申請書と事業計画書は、毎年度、7月末までに提出すること。

(3) 交付の決定

8月上旬に、大内まちづくり協議会安心安全部会で事業計画書を審査し、予算の範囲内で交付を決定し、通知（様式第3号）する。

第5条 事業の完了

(1) 事業完了

事業完了後、事業報告書（様式第4号）に次の書類を添えて大内まちづくり協議会へ提出すること。

- ① 事業実績書（様式第5号）
- ② 事業の実施状況の分かる写真
- ③ 領収書（コピー）
- ④ その他大内まちづくり協議会が必要と認めるもの

※写真は一部抜粋し、本協議会ホームページ等に掲載する場合がある。

(2) 補助金の支払い

事業報告書（様式4号）と請求書（様式7号）を受領した後に支払う。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

令和6年5月11日、補助金額を改定